

令和8年度 重要事項説明書

(令和 8 年 4 月 1 日現在)

□ 1 設置運営主体

名 称	社会福祉法人のぞみ
所在地	登米市迫町北方字三方島西22-2
代表者氏名	理事長 佐藤 節郎
電話番号	0220-22-1108

□ 2 利用施設

名称	幼保連携型認定こども園 白鳥ゆめっ子園			ホームページ
所在地	登米市迫町北方字三方島西22-2			
電話番号	0220-22-1108			
メールアドレス	yumekko2008@topaz.plala.or.jp			
事業認可年月日	平成 30 年 3 月 14 日	(開設年月日：平成 30 年 4 月 1 日)		
施設長氏名	園長 富塚 雅子			
利用定員	0歳児 3名 3歳児 10名 (1号認定1名)	1歳児 8名 4歳児 14名 (1号認定2名)	2歳児 8名 5歳児 17名 (1号認定2名)	計60名 (1号認定5名含む)
実施する保育事業	幼保連携型認定こども園 延長保育 スマイルキッズ 障害児保育 子育て支援事業 一時預かり			
職員研修の実施状況	職種・経験に基づき、内部研修（年4回）の実施と、外部研修を受講しています。			
嘱託医	(内科医) 笹原 政美 (ささはら総合診療科) (歯科医) 布施 孝尚 (布施歯科) (薬剤師) 松浦 寿枝 (おあしす調剤薬局)			
連携施設	白鳥こども園(南方町☎0220-58-2681) 白鳥水の里こども園(迫町☎0220-23-9811) ブアマナ園(白鳥)(南方町☎0220-58-3757) ブアマナ園(水の里)(迫町☎0220-23-9821) 白鳥ホワイトキッズ(南方町☎080-6058-0780) 水の里ホワイトキッズ(迫町☎080-6058-0942)			

□ 3 施設の概要

敷 地	4403.3㎡	
建 物	木造 2階建 (延床面積 665.0㎡)	
施設の内容	・乳児室・0歳児室 1室 32.13㎡ ・調乳室 1室 3.3㎡ ・保育室 5室 182.5㎡ ・調理室 1室 26.5㎡ ・遊戯室(ホール) 1室 104.35㎡ ・医務室 1室 4.9㎡ ・子育て支援室 1室 43㎡ ・幼児用トイレ 9基	
設備の内容	・暖房 ・檜の床 ・プール(屋外設置型) ・冷房 ・OMソーラー ・床暖房	
庭	・園庭 1230.80㎡	

□ 4 保護者の負担

保育料	保育料(利用者負担額)は登米市が決定します。 ※市外の方が利用する場合は、居住地の決定額となります。 ※毎月期限日までに、集金袋にて直接当施設職員室担当者へ納入していただきます。	
実費徴収負担額	希望者	・絵本代(こどものとも) 月額440円～
	紛失・破損時	・カラー帽子1,200円 ・バスケット1,300円
		・連絡帳(0～2歳児)500円 (3～5歳児)700円
	3号認定子ども	・特別活動費(0歳児)1,000円/月 (1～2歳児)1,500円/月
	2号認定子ども	・給食費5,500円/月
		・特別活動費(3～4歳児)3,000円/月 (5歳児)3,500円/月
	1号認定子ども	・給食費、特別活動費、一時預かり利用料(金額は別紙に記載)
	※特別活動費は3歳児の4月時点で積立て額を合わせる為、差額が生じる際は追加で集金させていただきます。 ※毎月期限日までに、集金袋にて直接当施設職員室担当者へ納入していただきます。	
上乗せ徴収負担額	なし	
延長保育料	無料 (登米市延長保育事業実施要綱第7条の規定による) ※利用時間を超えた場合、預かり料金を徴収いたします。	

□ 5 給食の提供

給食の方針	子どもの味覚や体をつくる食事成長に欠かすことのできないものの一つと考え、食事は努めて国産無農薬のものを使用しています。一つの栄養バランスを考えた独自の献立内容で、毎日おいしいおやつも提供しています。
アレルギー等への対応	・アレルギー食物の除去については、主治医診断書又はアレルギー疾患生活管理指導表に基づき実施します。但し、対応が著しく困難な場合は、給食の提供ができないことがあります。
衛生管理等	・調理および給食に携わる者は、全員、毎月検便を行っています。 ・調理室及び出入り口の衛生管理・毎日の掃除・消毒等を行っています。

□ 6 土曜保育

利用について	・利用の際は土曜保育利用登録申込書をご提出ください。 ・給食、おやつの都合上、ご利用する週の火曜日までに必ず連絡ノートに記入してお知らせください。 ・慣らし保育が終了し、園生活に慣れてから利用していただくようお願いします。 ・原則として1歳を過ぎてからの利用をお願いします。
--------	--

□ 7 健康診断等

健康診断	年2回（4月・11月）、嘱託医による健診を行います。 結果については児童票（成長記録票）へ記録し、連絡帳へ記載します。
身体測定	毎月1回、身長・体重の測定を行います。 結果については児童票（成長記録票）へ記録し、連絡帳へ記載します。

□ 8 利用施設と保護者の連絡

- (1) 園児の教育・保育中の状況や、家庭での状況を相互連絡し合うために、連絡帳を活用します。
0. 1. 2歳児は園での体温、食事、遊び、覚えたこと、挑戦していること、失敗したこと、排便状況などお子さんの様子を記載いたします。ご家庭での様子もご記載ください。
 3. 4. 5歳児は園での様子を貼り出して掲示いたします。お子さんについて気になる事があれば連絡帳にご記載ください。担任から返答いたします。
- (2) クラスだより、献立表は毎月1回、園だよりと給食だよりは年に4回発行します。
月の行事や連絡事項などをお知らせします。

□ 9 利用に際し留意していただきたいこと

毎朝の体調の確認	登園前に必ず体温や健康状態等の確認を行ってください。
発熱のある場合	保育中に38.0度以上（目安）発熱したり、具合が悪くなった場合はご連絡をいたしますので、お迎えをお願いします。
感染症にかかったら	麻疹（はしか）、百日咳、水疱瘡、耳下腺炎、インフルエンザ、コロナウイルスなど感染症にかかった場合は医師の指示のもと、登園停止期間を経過してから登園させてください。
与薬について	医療行為に当たるため、原則行えません。ただし、医師の処方を受けた薬に限り、医師の指示に基づき対応することができます。この際「与薬依頼票」の提出が必要となりますので、詳しくは保育のしおりをご覧ください。
欠席する場合、登園が遅れる場合	午前9時までに、必ずご連絡ください。
迎えが遅れる場合	降園予定時刻から大幅に遅れる場合はご連絡ください。
家庭でのケガなど	発生状況や状態をお知らせください。

□ 10 利用の終了に関する事項

右記の場合は、教育・保育の提供を終了します	・1号認定児及び2号認定児が小学校就学の始期に達したとき。 ・児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める保育を必要とする事由に該当しなくなったとき。 ・保護者またはその関係者による、当園、当園職員に対しての威圧的、暴力的な態度、言動、良好な関係構築が難しいと考えられる状況が続いたとき。 ・保育料、その他利用料等の未納期間が2ヶ月を超えたとき。 ・その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき。
-----------------------	---

□ 11 緊急時の対応

- (1) 教育・保育中に、ケガや容体の急変などがあった場合は、あらかじめ保護者が指定した緊急連絡先順に連絡をし、主治医あるいは嘱託医へ連絡を取るなど必要な措置を講じます。
- (2) 保護者や緊急連絡先との連絡が取れない場合、また早急な対応が必要な場合は児童の身体の安全を最優先させ、しかるべき対処を行いますので、あらかじめご了承ください。

嘱託医	氏名 笹原 政美 医院 ささはら総合診療科 所在地 登米市迫町佐沼字江合一丁目8番8 電話 0220-21-5660
	氏名 布施 孝尚 医院 布施歯科 所在地 登米市迫町佐沼西佐沼202 電話 0220-22-2048
救急隊	管轄消防署名 登米市消防本部 119番通報 所在地 登米市迫町森字平柳25番地 電話 0220-22-0119
	管轄警察署名 佐沼警察署 110番通報 所在地 登米市迫町佐沼字中江5丁目11番地の5 電話 0220-22-2121

□ 12 非常災害時の対策

非常時の対応	別途定めている「緊急時対応マニュアル」により対応します。
避難訓練	火災・地震・竜巻・台風等を想定した避難訓練を、毎月実施します。
避難場所	・第1避難場所 北方公民館 ・第2避難場所 北方小学校

□ 13 児童の環境を守るための対応

家庭内において、DVや虐待などの恐れがあると感じられた際は、保護者の方に許可を取らず当施設より市や県の関係機関へ通報することがありますので、あらかじめご了承ください。

□ 14 保育内容に関する相談・苦情

相談・苦情受付担当者	氏名 富塚 雅子（園長） 氏名 菊地 沙都希（主幹保育教諭） 面接、電話、書面などで受け付けます。
	氏名 真山 民子 電話 0220-22-4555 氏名 宮澤 晴子 電話 0220-44-3549 氏名 後藤 絹子 電話 0220-52-3698

□ 15 賠償責任保険の加入

保険会社	東京海上日動火災保険株式会社 日本スポーツ振興センター
保険の種類・金額	園児団体傷害保険 災害共済（学校保険）

□ 16 個人情報の取扱い

教育・保育を提供する上で知り得た児童、保護者及び家族の情報を秘密として扱い、次の目的の場合を除き、同意なく第三者への提供はいたしません。

- ・園児の教育、保育、健康、安全管理
- ・法令に基づく要請
- ・教育、保育提供について他の機関との連携
- ・個人を特定しない統計データ活用
- ・未納額の請求、徴収

□ 17 重要事項に対する同意

本書の内容及び保育のしおり等、個別の施設利用内容に対して同意をいただくことで、当施設を利用していただけます。別紙の施設利用同意書に記入のうえ、施設へ提出してください。